

○内閣府、厚生労働省、財務省、文科省、総務省、農林水産省、告示第二号
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
運輸省、建設省、郵政省、労働省、令第一号）第三条
総理府、大蔵省、文部省、農林水産省、通商産業省、

第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業
所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月
内閣府、文科省、厚生労働省、農林水産省、告示第
一号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文科科学大臣	萩生田 光一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	江藤 拓
経済産業大臣	梶山 弘志
国土交通大臣	赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき
財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
厚生省、大蔵省、
建設省、運輸省、農林水産省、郵政省）

省、文部省、
通商産業省、
労働省、
令第一号）第三条第三項の規定に基づき、財務

大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年
内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
三月閣府、厚生労働省、告示第一号）は、同
経済産業省、国土交通省、環境省
日から廃止する。

改正前

対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき
財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
厚生省、大蔵省、
建設省、運輸省、農林水産省、郵政省）

省、文部省、
通商産業省、
労働省、
令第一号）第三条第四項の規定に基づき、財務

大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年
内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
三月閣府、厚生労働省、告示第一号）は、同
経済産業省、国土交通省、環境省
日から廃止する。

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウ エア業	[略] 3911	[略] 受託開発ソフトウエ ア業	[略]
		3912	組込みソフトウエア 業	
		3913	パッケージソフトウ エア業	
[略]	[略]	3921	情報処理サービ ス業	} ※1
[略]	[略]	4013	インターネット利用 サポート業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※1 社内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基
づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和
二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水
産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業
種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属
する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（
以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウ エア業	[略] 3911	[略] 受託開発ソフトウエ ア業	[略]
		3912	組込みソフトウエア 業	
		3913	パッケージソフトウ エア業	
[略]	[略]	3921	情報処理サービ ス業	[新設]
[略]	[略]	4013	インターネット利用 サポート業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[新設]

して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 [略]

[新設]

備考 [略]

情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第三条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウエアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考 [略]

[新設]

備考 [略]

備考 表中の「」の記号は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和二年五月八日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（次項において「新業種告示」という。）別表第二及び別表第三の規定は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）（次項において「改正法」という。）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（以下この項において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等をいう。以下この項において同じ。）又は新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下この項において「対内直接投資等に相当するもの」という。））について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第二に係る改正法による改正前の外国為替及び外国貿易

法第二十七条第一項の規定による届出をして適用日から起算して三十日を経過した日前に行った同項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）のうち、新業種告示別表第二に掲げる業種に該当しない業種に係る対内直接投資等については、対内直接投資等に関する命令第七条第一項各号に掲げる報告書の提出を要しない。